

ハローワーク雲南 月報

Monthly

令和8年8月内容分

雲南公共職業安定所
島根県雲南市木次町里方 514-2
TEL 0854-42-0751
FAX 0854-42-0752

～新規・有効求人倍率～

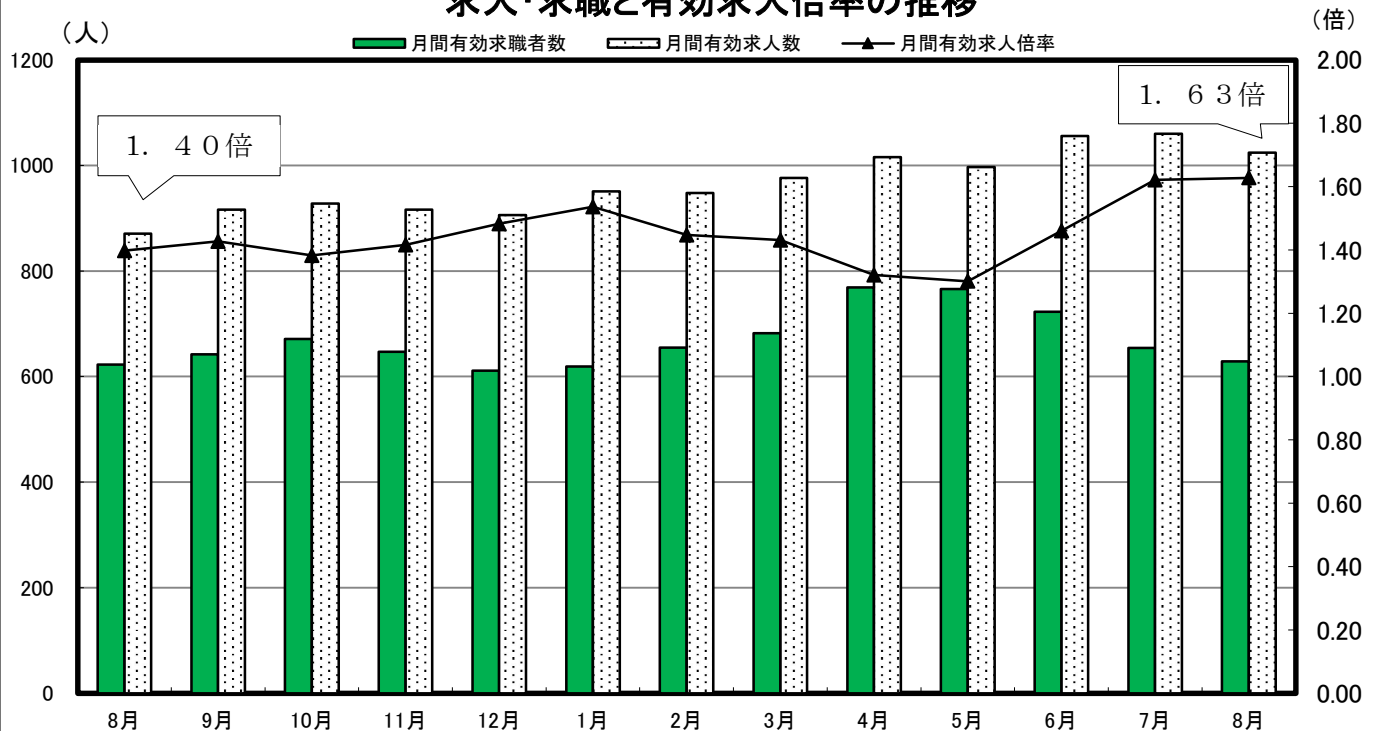
- 有効求人倍率 **1.63倍**（前年同月比**↑0.23**）

月間有効求職者数 629 月間有効求人数 1024

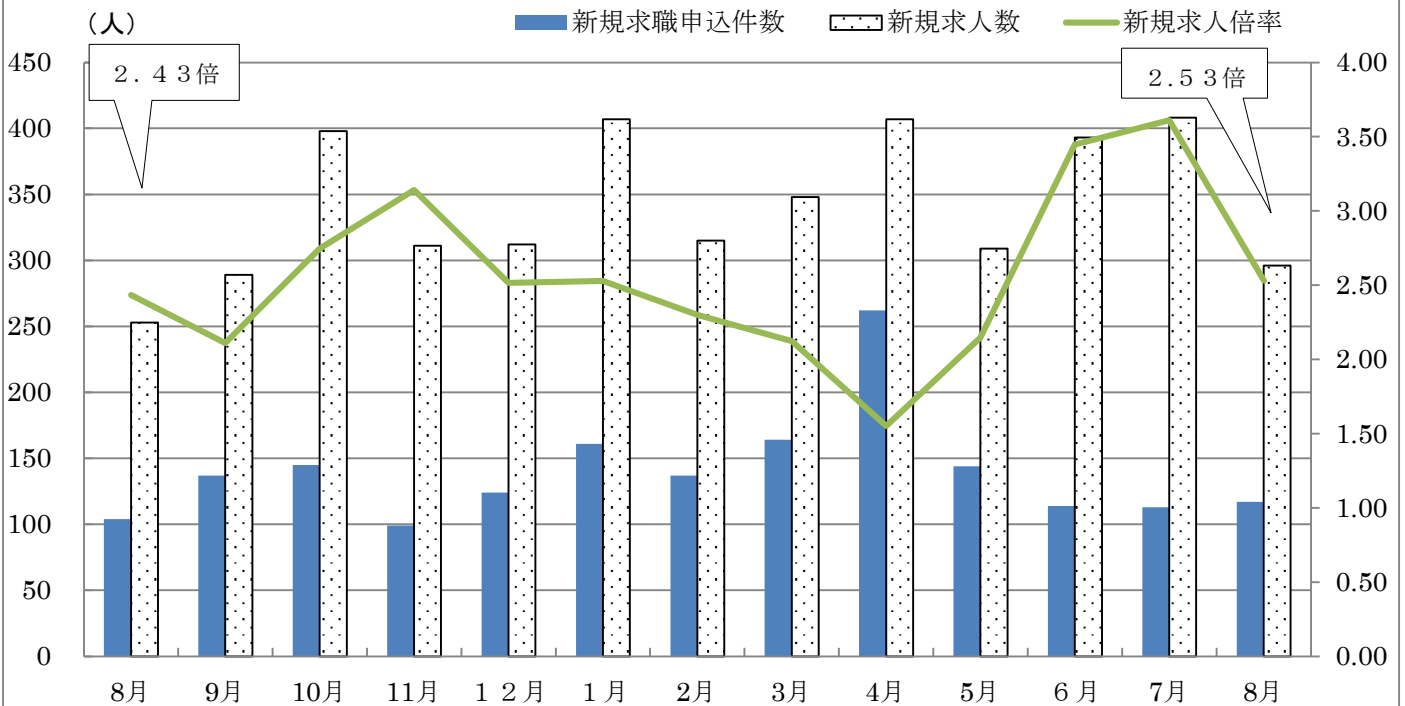
- 新規求人倍率 **2.53倍**（前年同月比**↑0.1**）

新規求職者 117（内パート36） 新規求人数 296（内パート108）

求人・求職と有効求人倍率の推移



新規求人・新規求職と新規求人倍率の推移



求 人 ・ 求 職 の 動 き

令和 8 年 8 月内容(学卒を除き、パートを含む)

《求人関係》

新規求人数は296人で、前年同月比17.0%(43人)の増加となりました。

このうち、一般求人は188人で前年同月比16.0%(26人)の増加になり、パート求人は108人で前年同月比18.7%(17人)の増加となりました。

新規求人を産業別にみると、製造業が76人(前年同月比58.3%の増)、建設業が53人(同11.7%の減)、医療、福祉が48人(同23.8%の減)、卸売業、小売業が29人(同20.8%の増)となりました。月間有効求人数は1024人で、前年同月比17.6%(153人)の増加となりました。なお、有効求人に占める正社員求人(パートタイム、契約社員・嘱託社員等の正社員以外及び派遣労働者を除く求人)の割合は60.8%(623人)となっています。

《求職関係》

新規求職者数は117人で、前年同月比12.5%(13人)の増加となりました。

新規求職者のうち、臨時及びパートタイム希望者を除く常用求職者(81人)について就業状態等の態様をみると、自己都合離職者が全体の44.4%で、在職者が37.0%、事業主都合離職者が12.3%で、無業者が3.7%となりました。

月間有効求職者数は629人で、前年同月比1.0%(6人)の増加となりました。

有効求職者を年齢別にみると、44歳以下が240人(全数に占める割合38.2%)、45～54歳が127人(20.2%)、55～64歳166人(26.4%)、65歳以上96人(15.3%)となっています。

《求人倍率》

新規求人倍率は前年同月を0.10P上回る、2.53倍となりました。また、有効求人倍率は前年同月を0.23P上回る、1.63倍となりました。なお、正社員の有効求人倍率(正社員有効求人数/パートを除く常用有効求職者数で算出)は、前年同月を0.31P上回る1.69倍となっています。

《一般職業紹介状況》

項 目	当 月	前年同月	対前年比 (%)	項 目	当 月	前年同月	対前年比 (%)
新規求職申込件数	117	104	12.5	新規求人数	296	253	17.0
うち55歳以上	45	43	4.7	月間有効求人数	1,024	871	17.6
うち雇用保険受給者	26	32	▲ 18.8	就職件数	46	43	7.0
月間有効求職者数	629	623	1.0	うち55歳以上	13	17	▲ 23.5
うち55歳以上	262	242	8.3	うち雇用保険受給者	21	21	0.0

《産業別新規求人状況》

産 業	一 般	パ ー ト	計	前年同月	対前年比 (%)
合 計	188	108	296	253	17.0
A, B 農, 林, 漁業	9	0	9	7	28.6
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	10	1	11	9	22.2
D 建設業	47	6	53	60	▲ 11.7
E 製造業	57	19	76	48	58.3
09 食料品製造業	16	4	20	18	11.1
11 繊維工業	8	4	12	6	100.0
29 電気機械器具製造業	0	0	0	0	-
31 輸送用機械器具製造業	5	4	9	0	-
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	-
G 情報通信業	0	0	0	0	-
H 運輸業, 郵便業	5	15	20	8	150.0
I 卸売業, 小売業	9	20	29	24	20.8
J 金融業, 保険業	0	0	0	0	-
K 不動産業, 物品賃貸業	0	0	0	0	-
L 学術研究, 専門・技術サービス業	0	1	1	0	-
M 宿泊業, 飲食サービス業	4	10	14	16	▲ 12.5
N 生産関連サービス業, 娯楽業	0	0	0	1	-
O 教育, 学習支援業	2	1	3	0	-
P 医療, 福祉	22	26	48	63	▲ 23.8
Q 複合サービス事業	9	5	14	7	100.0
R サービス業(他に分類されないもの)	14	2	16	9	77.8
	0	2	2	1	100.0

項目	当 月	前年同月	対前年比	項目	当 月	前年同月	対前年比
適用事業所数	936	959	▲ 2.4	受給資格決定件数	34	39	▲ 12.8
被保険者数	10,922	11,154	▲ 2.1	受給者実人員	173	176	▲ 1.7

《人員整理状況》

年月	令和6年度計	令和7年					令和8年							
項目		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
事業所数	21	1	0	2	2	1	4	1	0	3	0	0	1	3
	21	3	2	2	1	2	0	0	2	3	1	4	2	1
対象労働者数	48	2	0	6	5	1	7	2	0	16	0	0	1	3
	137	3	5	7	7	7	0	0	5	20	1	8	2	2

(下段は前年同月)

《年齢別求職者割合》

年齢区分	合計		男女計				男				女			
			フルタイム		パートタイム		フルタイム		パートタイム		フルタイム		パートタイム	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
年齢計	629	1.0	368	7.0	261	▲ 6.5	220	5.8	105	▲ 4.5	148	8.8	155	▲ 7.7
44歳以下	240	▲ 2.8	184	4.0	56	▲ 20.0	97	2.1	17	▲ 10.5	87	6.1	39	▲ 23.5
45歳以上	389	3.5	184	10.2	205	▲ 1.9	123	8.8	88	▲ 3.3	61	13.0	116	▲ 0.9
(45歳～54歳)	127	▲ 5.2	91	7.1	36	▲ 26.5	49	▲ 2.0	13	▲ 18.8	42	20.0	23	▲ 30.3
うち55歳以上	262	8.3	93	13.4	169	5.6	74	17.5	75	0.0	19	0.0	93	10.7
(55歳～64歳)	166	16.9	66	3.1	100	28.2	51	6.3	40	42.9	15	▲ 6.3	60	20.0
うち65歳以上	96	▲ 4.0	27	50.0	69	▲ 15.9	23	53.3	35	▲ 25.5	4	33.3	33	▲ 2.9

島根県最低賃金

時間額

1,092

円

効力発生日
令和8年10月10日



島根労働局公式キャラクター
「しじろー」

島根県内の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイトを含む)とその使用者に適用されます

確認OK? 最低賃金

働く人も、雇う人も、忘れずに。

最低賃金との比較方法について

賃金支給方法	最低賃金との比較方法(計算方法)
時間給の場合	時間給 $\geq$ 最低賃金額
日給制の場合	日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額
月給制の場合	月給 $\div$ 1年間における1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額
出来高給(請負給)の場合	賃金算定期間(賃金締切期間)に支払われた総額 $\div$ その期間に出来高制によって労働した総労働時間 $\geq$ 最低賃金額
上記が混在する場合	上記それぞれの方法で計算した1時間当たりの金額の合計額 $\geq$ 最低賃金額

1時間1,092円って...月給だとどれくらい?

$$\text{月給} \div \text{1か月平均所定労働時間} \geq \boxed{1,092\text{円}}$$

(1か月平均所定労働時間 = 年間所定労働時間 $\div$ 12)

月給で支払われる賃金が最低賃金額以上かどうかを調べるには、月給が上の式を満たしているかを確認しましょう!



1時間1,092円を月給換算した金額の例(円)

		年間休日日数			
		105日	110日	115日	120日
1日の所定労働時間数	8時間	189,280 (179,054)	185,640 (175,610)	182,000 (172,167)	178,360 (168,724)
	7.5時間	177,450 (167,863)	174,038 (164,635)	170,625 (161,407)	167,213 (158,179)
	7時間	165,620 (156,672)	162,435 (153,659)	159,250 (150,646)	156,065 (147,633)

★ 金額は目安であり、具体的な労働条件等により異なります。
()内は1,033円(令和7年度島根県最低賃金)を月給換算した場合の金額
※参考 令和8年土・日・祝日 日数計 = 121日
令和7年就労条件総合調査 労働者1人あたり平均年間休日日数 116.6日

お問い合わせ 島根労働局労働基準部賃金室 TEL 0852-31-1158

松江労働基準監督署
TEL 0852-31-1165

出雲労働基準監督署
TEL 0853-21-1240

浜田労働基準監督署
TEL 0855-22-1840

益田労働基準監督署
TEL 0856-22-2351

経営改善・働き方改革等に向けた相談先

働き方改革推進支援センター
労務管理等の専門家が企業の「働き方改革」や賃金引き上げなどを無料で支援します!

島根働き方改革推進支援センター
0120-514-452
(受付時間 平日 9:00~17:00)

詳しくはこちら



島根県よろず支援拠点
中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応します!

松江オフィス
0852-60-5103
浜田サテライトオフィス
0855-24-9301

詳しくはこちら



最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saiteichingin.mhlw.go.jp>

最低賃金制度

検索



厚生労働省

島根労働局